

佐賀県水土里情報利活用推進協議会 規約

(名称)

第1条 この会は、佐賀県水土里情報利活用推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、水土里情報の円滑な運用、管理、提供及び共有する体制の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 水土里情報に関する交流活動事業
- (2) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

(構成)

第4条 協議会の会員は、国、地方公共団体、並びに農業関係団体等をもって構成する。

2 協議会の会員登録の代表者は、担当部署の長とする。

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 幹事 8人程度
- (4) 監事 2人

2 会長は、佐賀県土地改良事業団体連合会の専務理事とする。

3 副会長は、佐賀県土地改良事業団体連合会の事務局長とする。

4 幹事は、協議会会長が委嘱する。

5 監事は、総会において選任する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理し会長が欠けたときは、その職務を行う。

3 幹事は、協議会の目的を円滑に進めるため、必要な業務を執行する。

4 監事は、協議会の業務執行を監査する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、その後任の仕事にある者をもって充て、その仕事は前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行う。

(総会)

第8条 通常総会は、毎年1回会長が召集する。ただし、会長が特に必要と認める場合は、臨時総会を召集することができる。

2 通常総会は、事業計画、規約等の改正その他の活動に関する重要事項について審議する。

- 3 臨時総会は、特に必要とする事項について審議する。
- 4 総会においては、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が欠席の場合は、あらかじめ会長が指名する者が議長となる。
- 5 総会の議決は、出席者の過半数をもって決する。賛否同数のときは、議長がこれを決する。
- 6 総会は、必要に応じて書面、または電子メールによる開催とすることができる。
- 7 総会は、会員現在数の過半数の参加をもって成立する。

(幹事会)

第9条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事は、協議会会員の中から組織する。
- 3 幹事長は、佐賀県土地改良事業団体連合会の幹事があたる。
- 4 幹事会は、必要に応じ幹事長が召集する。
- 5 幹事会は、次の事項について協議する。
 - (1) 総会に付すべき事項
 - (2) その他協議会の業務に必要な事項
- 6 幹事会は、必要に応じて書面、または電子メールによる開催とすることができる。

(アドバイザー)

第10条 協議会に、アドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、会長が委嘱する。
- 3 アドバイザーは、総会、幹事会において意見を述べるることができる。

(事業年度)

第11条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(経費)

- 第12条 協議会に要する経費は、佐賀県土地改良事業団体連合会が負担する。
- 2 協議会の会費は、無料とする。
 - 3 利用については、水土里情報システム利用規程に定める。

(事務局)

第13条 協議会の事務局は、佐賀県土地改良事業団体連合会に置く。

- 2 事務責任者は、佐賀県土地改良事業団体連合会事務局長とする。
- 3 事務局に、事務局員若干名を置く。
- 4 協議会の事務執行の方法については、次の各号に掲げる規程に定める。
 - (1) 文書取扱規程
 - (2) 公印取扱規程

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成23年12月20日から施行する。

この規約は、平成24年11月30日から施行する。

この規約は、平成30年5月31日から施行する。